

委員会提出議案第1号

さいたまトリエンナーレ実行委員会の業務委託契約に対し適切な指導・助言等を求める決議

今般、さいたまトリエンナーレ2016事業に係る連合審査において、当該事業とその開催準備及び運営を担うさいたまトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の業務委託契約などについて、様々な観点から審査・検証を行った。

その結果、実行委員会における業務委託契約において、委託者（実行委員会）と受託者との間で入念な意思疎通が図られておらず、現時点で、業務委託契約書上で求める業務の水準に満たない場合の指揮・管理が不十分であること等、新たに幾つかの課題点が明らかになった。

よって、市執行部においては、実行委員会による当該事業予算の執行及び契約書に掲げられた業務の水準や成果について十分に検証を行い、実行委員会が求める業務の水準に満たない場合は、委託者・受託者双方が協議の上、必要に応じ契約額を減額するなど、過大な委託料の支出とならぬよう、実行委員会に対して適切に指導・助言を行うこと。併せて、今後、発注が予定される業務委託契約については、契約の公平性及び透明性を確保するため、本市の契約事務に準じ、外部機関の審査を経る仕組みを検討するなど、適切な措置を講ずることを強く求める。

以上、決議する。

平成28年2月3日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 島 崎 豊